

写

26 経営第2056号
平成26年11月14日

北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
公益社団法人全国農地保有合理化協会
会長 渡辺好明
全国農業会議所
会長 二田孝治
全国農業協同組合中央会
会長 萬歳章
株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 細川興一

殿

農林水産省（※1）経営局長

農業経営基盤強化促進法の基本要綱の一部改正について

第186回通常国会において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正が行われ、平成27年産からの経営所得安定対策のゲタ・ナラシ対策の対象は、経営意欲と能力のある「担い手」として、認定農業者、認定新規就農者及び集落営農とし、規模要件は課さないこととし、六次産業化や農業経営の複合化等に取り組む者が幅広く対策の対象となれることとしたところである。

また、昨年の臨時国会において行われた、農業経営基盤強化促進法の一部改正に基づき、本年9月までに農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の更新が行われ、今後、認定新規就農者の認定が本格化していくことが見込まれる。

さらに、認定農業者及び認定新規就農者についてでは、中山間地域等の条件不利地域であっても、意欲を持って経営の改善・発展に取り組む者が適切に認定を受けられるよう、市町村における制度の適切な運用の徹底を図る必要がある。

このため、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号）を、別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、適切かつ円滑な運用にご配慮をお願いする。

「なお、貴局管内各县知事への通知については、貴職からお願いする。」（※2）
（なお、貴管下団体等への通知については、貴職からお願いする。）（※3）

新（改正後）	旧（改正前）
<p>農業経営基盤強化促進法の基本要綱</p> <p>〔平成24年5月31日付け24経営第564号 農林水産省経営局通知〕</p> <p>最終改正：平成26年11月14日付け26経営第2056号</p>	<p>農業経営基盤強化促進法の基本要綱</p> <p>〔平成24年5月31日付け24経営第564号 農林水産省経営局通知〕</p> <p>最終改正：平成26年4月1日付け25経営第3955号</p>

第5 農業経営改善計画の認定制度

3 経営改善計画の認定申請

（2）夫婦等の共同申請の取扱い

- ① 次に掲げる事項の全てが確認できる場合には、複数の者による経営改善計画の認定の共同申請の取扱い
- ② 認定申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含みます。）であること。
なお、「同一の世帯」とは、住居及び生計を同じくする親族の集団とします。
- ③ 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該認定申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について当該認定申請者の全ての合意により決定する事が明確化されていること。

- イ 当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。
ウ 現在認定を受けている経営改善計画に①で共同申請を認める共同経営者を追加する場合、又は現在認定を受けている経営改善計画において共同申請された共同経営者が共同経営者でなくなる場合は、経営改善計画の変更により対応することができます。

5 経営改善計画のフォローアップ等

- （1）認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるとともに、農業経営指標（「新たな農業経営指標」）に規定する農業経営指標をいいます。以下同じです。）を積極的に活用することとします。
- 具体的には、認定農業者は、自らの計画に記載された目標がどこまで達成されたかを確認し、それを踏まえて翌年以降においてもその経営改善を着実に進めるとともに、農業経営指標に基づく自己チェックを毎年行うこととし、その結果を少なくとも認定期間の中間年（3年目）及び最終年（5年目）に市町村へ提出するものとします。
- 市町村は、このことについて農業者に対して指導を徹底するとともに、

- 5 経営改善計画のフォローアップ等
- （1）認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるとともに、農業経営指標（「新たな農業経営指標」）に規定する農業経営指標をいいます。以下同じです。）を積極的に活用することとします。
- 具体的には、認定農業者は、自らの計画に記載された目標がどこまで達成されたかを確認し、それを踏まえて翌年以降においてもその経営改善を着実に進めるとともに、農業経営指標に基づく自己チェックを毎年行うこととし、その結果を少なくとも認定期間の中間年（3年目）及び最終年（5年目）に市町村へ提出するものとします。

農業者が農業経営指標に基づく自己チェックを行うに当たっては、農林水産省が提供している経営改善実践システム（<https://shihyo.maff.go.jp/>）を活用するよう促してください。

第5の2 青年等就農計画の認定制度 3 青年等就農計画の認定申請

(4) 夫婦等の共同申請の取扱い

① 次に掲げる事項の全てが確認できる場合には、複数の者による青年等就農計画の認定の共同申請を認めることとします。
就農計画申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含みます。）であること。

なお、「同一の世帯」とは、住居及び生計を同じくする親族の集団とします。

② 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該就農計画申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について当該就農計画申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。

③ 当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。
④ 現在認定を受けている青年等就農計画に①で共同申請を認めると共に、當者を追加する場合、又は現在認定を受けている青年等就農計画において共同申請された共同経営者が共同経営者でなくなる場合には、青年等就農計画の変更により対応することができます。

4 青年等就農計画の認定

(4) 青年等就農計画の審査体制

市町村は、青年等就農計画の認定に当たっては、第三者組織（必要に応じて、都道府県、育成センター等関係機関・団体等を構成員とするなどにより審査体制の充実を図ることが望ましいと考えます。）から意見を聴取りし、客観的な立場からの意見を求めることが適当です。

なお、審査は、関係者による面接等の手段により行うことが望ましいと考えます。当たつて市町村は、当該青年等の指導等に当たつている農業者（指導農業士等）、育成センター及び普及指導センター等の意見を考慮することは、が適当ですが、人・農地プランに位置付けられた中央経営者については、審査に当たつて市町村は、当該青年等の指導等に当たつている農業者（指導農業士等）、育成センター及び普及指導センター等の意見を考慮することが適当です。

（1）認定新規就農者が青年等就農計画に沿って農業経営の確立に向けた取組を着実に進めるため、農業経営指標を積極的に活用することとします。

第5の2 青年等就農計画の認定制度 3 青年等就農計画の認定申請

(4) 夫婦等の共同申請の取扱い

次に掲げる事項の全てが確認できる場合には、複数の者による青年等就農計画の認定の共同申請を認めることとします。
① 就農計画申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含みます。）であること。
なお、「同一の世帯」とは、住居及び生計を同じくする親族の集団とします。

② 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該就農計画申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について当該就農計画申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。

③ 当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。

4 青年等就農計画の認定

(4) 青年等就農計画の審査体制

市町村は、青年等就農計画の認定に当たつては、第三者組織（必要に応じて、都道府県、育成センター等関係機関・団体等を構成員とするなどにより審査体制の充実を図ることが望ましいと考えます。）から意見を聴取りし、客観的な立場からの意見を求めることが適当です。
なお、審査は、関係者による面接等の手段により行うことが望ましいと考えます。当たつて市町村は、当該青年等の指導等に当たつている農業者（指導農業士等）、育成センター及び普及指導センター等の意見を考慮することが適当です。

5 青年等就農計画のフォローアップ等

（1）認定新規就農者が青年等就農計画に沿って農業経営の確立に向けた取組を着実に進めるため、農業経営指標を積極的に活用することとします。

具体的には、当該認定新規就農者は、自らの計画に記載された目標がどこまで達成されたかを確認し、それを踏まえて翌年以降に着実に進めるため、農業経営指標に基づく自己チェックを毎年行うこととし、その結果を毎年市町村へ提出するものとします。その際、通帳及び帳簿等の写し等必要書類も併せて提出し、当該認定新規就農者の経営管理の状況を市町村へ提出するものとします。

市町村は、このことについて農業者に対して指導を徹底するとともに、農業者が農業経営指標に基づく自己チェックを行うに当たっては、農林水産省が提供している経営改善実験システム（<https://shiryo.maff.go.jp/>）を活用するよう促してください。

7 青年等就農計画の取消し

(3) 認定の取消手続

③ 取消通知の送付

市町村は、認定の取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定する旨を通知します。その際、取り消しの理由とともに、行政不服審査法による異議申立てはできません。行政事件訴訟法による取消訴訟を提起することができます。取消しを通知したときは、4の(4)に掲げる都道府県、育成センター及び農業委員会等の機関及び青年等就農資金等、12に掲げる資金の貸付けを行う融資機関に連絡するものとします。

7 青年等就農計画の取消し

(3) 認定の取消手続

③ 取消通知の送付

市町村は、認定の取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定する旨を通知します。その際、取り消しの理由とともに、行政不服審査法による異議申立てはできません。行政事件訴訟法による取消訴訟を提起することができます。取消しを通知したときは、4の(4)に掲げる都道府県、育成センター及び農業委員会等の機関及び青年等就農資金等、11の(1)に掲げる資金の貸付けを行う融資機関に連絡するものとします。

新（改正後）

（別紙1）

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の内容

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向を記述する。この方針は、農業構造改革の実現に向けた農業生産の効率化と、農業の持続可能な発展を目的とする。具体的には、農業生産の効率化を図るための技術導入や、農業生産の安定化を図るための生産計画の策定などを実施する。
また、新たな農業経営基盤の構築を目指すため、農業生産の効率化を図るための技術導入や、農業生産の安定化を図るための生産計画の策定などを実施する。
この方針は、おもに以下の点で構成される。
（1）農業生産の効率化：農業生産の効率化を図るための技術導入や、農業生産の安定化を図るための生産計画の策定などを実施する。
（2）農業生産の安定化：農業生産の効率化を図るための技術導入や、農業生産の安定化を図るための生産計画の策定などを実施する。

第2 （略）

旧（改正前）

（別紙1）

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の内容

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向を記述する。この方針は、農業構造改革の実現に向けた農業生産の効率化と、農業の持続可能な発展を目的とする。具体的には、農業生産の効率化を図るための技術導入や、農業生産の安定化を図るための生産計画の策定などを実施する。
また、新たな農業経営基盤の構築を目指すため、農業生産の効率化を図るための技術導入や、農業生産の安定化を図るための生産計画の策定などを実施する。
この方針は、おもに以下の点で構成される。
（1）農業生産の効率化：農業生産の効率化を図るための技術導入や、農業生産の安定化を図るための生産計画の策定などを実施する。
（2）農業生産の安定化：農業生産の効率化を図るための技術導入や、農業生産の安定化を図るための生産計画の策定などを実施する。

第2 基本的かつ安定的な農業経営の基本的指標
農業経営の基本的指標として、農業経営の規模、生産量等を記述する。
第2 基本的かつ安定的な農業経営の基本的指標として、農業経営の規模、生産量等を記述する。
（1）「農業経営の規模」について、本方針に定める効率的かつ安定的な農業経営の実現を目指す等工夫を示す割合で示す。
（2）「農業経営の規模」について、本方針に定める効率的かつ安定的な農業経営の実現を目指す等工夫を示す割合で示す。
（3）「農業経営の規模」について、本方針に定める効率的かつ安定的な農業経営の実現を目指す等工夫を示す割合で示す。

その他基幹的な農作業の受託面積、飼養頭羽数等を記載するものとします。他主たる農地の規模拡大の取組のみならず、農作物の加工・販売その他の関連・附帯事業などによる経営内容を拡大する取組についても記載するものとします。

注：「特定作業受託」とは、基幹三作業（水稻にあっては耕起・代かき、田植え及び収穫、脱穀、麦及び大豆にあっては整地、播種及び収穫、施肥、そして他の農作業を行つての販売名義を有する）の全てを受託して販売するものとします。

(2) 「生産方式」については、現在の標準的な技術の下で、農業経営の規模の算定の前提となる生産方式（資本装備・作付体系等）を記述します。また、有効性の高い先進的技術や生産に關する認証制度、有機農業等の全ての技術の組合を示す（資本装備、作付体系等）について記載する必要はありませんが、規模とどもの集約度に影響を及ぼす技術的要素等についてはあります。また、農作物に關する場合の作業受託のことです。

(3) 「経営管理の方法」については、効率のかつ安定的な農業経営による記帳の実施、複式簿記します。

(4) 「農業従事者の態様」については、効率のかつ安定的な農業経営において行われるべき経営管理の指標として、例えば、ヘルパー制度活用による青色申告、法人化等合理的な経営管理の方法を記述します。

(5) 「農業従事者の態様」については、効率のかつ安定的な農業経営の指標として、例えは、ヘルパー制度活用による補償、年金制度に關すること、休日制の導入、給料制の実施、就業環境の改善等を記述します。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

1 第2の1「効率のかつ安定的な農業経営の指標」として、同様に、農業経営の指標とし、おいて農業従事者にとって現実性があるような指標とします。

2 指標の作成に当たっては、目標とすべき所得、労働時間等を当該都道府県に置いて農業等が目標とし、新たに農業経営をすることが重要です。

3 青年等が役員の過半数を占める法人（組織経営体）の農業経営の指標においては、当該経営体の従事者とどなる所得が地域の他産業並みの年間労働時間で、農業従事者の態様等に關する指標を示すものとします。

業経営で生計が成り立つ水準のものとなるよう、経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業経営の態様等に関する指標を示すものとなります。

第3 目標 效率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるべき面積の割合を具体的に見通して記述する。この場合には、水稲における面積、その他の作物における面積を受託しているものとし、耕作地（耕起地）、作業面積、生産の相対部にかけては、主な基盤強化事業を含め、それらが農業経営によって達成される生産を担ううなうな農業経営構造の確立と併せて参考として掲げることを目標とすることを定めた。

第3 (略)

第4 (略)

第4 1 效率的かつ安定的な農業経営を育成するためには、必要な基本的な事項農業経営基盤強化促進事業の全般方針について明瞭かにすれば、以下のとおりである。1. 基本的な方針に基づき、農業経営の推進体制の整備と役割付けることとともに、農業経営の実施に重点を置く。2. 都道府県内指導機関の位置付けと連携による。3. 基本的な方針に基づき、農業経営の推進体制の整備及び該都道府県の諸施策との連携による。4. 評議会の運営による。5. 他の都道府県の諸施策との連携による。

第4 2 農地利用集積強化事業の実施に関する基本的な事項農地利用集積強化事業の実施に関する基本的な方針に対するととともに、農地利用の現状と課題を把握して、農地の供給を確保する。また、農地の適切な利用と連携による。3. 地域連携による。4. 地域連携による。

第5 (略)

第5 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項農地中間管理機構の名稱及び取組の実施による農地中間管理事業の実施による農地の貸借による。また、農地中間管理による農地の貸借による農地の貸借による。このように、農地中間管理による農地の貸借による農地の貸借による。このように、農地中間管理による農地の貸借による農地の貸借による。

新(改正後)		旧(改正前)	
(別紙2) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容		(別紙2) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容	
第1 (略)	第1 (略)	第1 耕作地の強化の促進に関する目標 農業経営基盤が作成されるものとし、新たに農業経営を営む者による配慮する必要があります。	第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 農業経営が「農業生産が、新たに農業経営を営む者による配慮する必要があります。」と同様に示され、より具体的に示さなければなりません。
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する當農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 農業経営が作成するものとします。 1 (略)	第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する當農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 農業経営が作成するものとします。 1 指標該市町村又はその近隣の市町村に限り組むことを支える農業関係者にとつて現実性があるうな指標とします。	第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する當農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 農業経営が作成するものとします。 1 1 を當農を踏まえたものとし、当該市町村に限り組むことを支える農業関係者にとつて現実性があるうな指標とします。	第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する當農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 農業経営が作成するものとします。 1 1 を當農を踏まえたものとし、当該市町村に限り組むことを支える農業関係者にとつて現実性があるうな指標とします。
第3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容	第3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容	第3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容	第3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容
(別紙2) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容	(別紙2) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容	(別紙2) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容	(別紙2) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容

しいと考ふがよい。また、複数の団体が事業を実施する場合は、事業実施地域が偏ることあります。

- 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項
次に掲げる事項を定めることが望ましいと考えます。
(1) 農地利用規程の具備的な内容と事業の具体的な事業との連携の考え方
(2) 農地中間管理機構が行う農地による農業における農地の集積の相手方
(3) 農地中間用集積代理事会による委任・代理の考え方
(4) 農地所有者等の代理事会における農業における農地の対価の設定等の基準
(5) 農地売買等の取扱い
(6) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項